

## 第23回

定時株主総会  
招集ご通知

## 目次

■ 招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
第1号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）1名選任の件	
第2号議案 監査等委員である取締役3名選 任の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締 役及び社外取締役を除く。）に 対する譲渡制限付株式の付与の ための報酬決定の件	
■ 事業報告	13
■ 連結計算書類／監査報告	34
■ 計算書類／監査報告	39

## 開催日時

2021年2月24日（水曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時30分）

## 開催場所

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
The Okura Tokyo  
オークラ プレステージタワー41階  
エトワール

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

証券コード2975

2021年2月4日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号  
スター・マイカ・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 水 永 政 志

### 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主の皆様の安全確保を最優先といたしたく、書面により議決権を行使いただくことを強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年2月22日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年2月24日（水曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
The Okura Tokyo  
オークラ プレステータワー41階 エトワール  
（昨年と同じホテルですが、階及び会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第23期（2019年12月1日から2020年11月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第23期（2019年12月1日から2020年11月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
  - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、下記①及び②の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、上記①及び②の事項も含まれております。
- ◎本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ウェブサイトの開示いたしました。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類ならびに計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ※**当社ウェブサイト** <https://www.starmica-holdings.co.jp>

## 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

1. 本総会は、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、会場の座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。そのため、当日ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性があります。
2. 本総会に出席される株主様は、開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮ください。マスクのご着用をいただけない場合は、会場へのご入場をご遠慮いただく場合がございます。
3. 受付において、非接触型体温計で検温を行う予定です。発熱の疑いがある方や、風邪の症状など体調不良と見受けられる方には、会場へのご入場をご遠慮いただき、また、開会後に体調がすぐれないように見受けられる方につきましては、会場スタッフがお声かけする場合やご退出をお願いする場合がございます。
4. 会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。また、会場には消毒液の設置を含む感染予防措置を講じております。
5. 株主総会の議事は、新型コロナウイルス感染症の拡大を避けるためにも、例年よりも短時間でを行う予定としております。
6. 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主総会の開催・運営に関して大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.starmica-holdings.co.jp>) においてお知らせいたしますので、ご出席の際はご確認くださいませようお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）水永政志氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定は、当社グループの企業価値の向上に資する専門性や経験等を有し、かつ人格ならびに見識ともに優れた者であることを条件とし、指名・報酬委員会の決議した人事案を受け、取締役会において決定しております。

本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>みず なが まさ し 水 永 政 志 (1964年10月6日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p>	<p>1989年4月 三井物産(株)入社  1995年3月 米国カリフォルニア大学ロスアンゼルス校経営大学院  修士課程修了 (MBA)  1995年4月 (株)ボストンコンサルティンググループ入社  1996年7月 ゴールドマン・サックス証券会社入社  1998年7月 (株)オフィス扇 (現:当社) 代表取締役社長就任 (現任)  2000年3月 (株)ピーアイテクノロジー (現いちご(株)) 設立 代表取締  役就任  2002年2月 スター・マイカ(株)代表取締役社長就任  2014年12月 同社代表取締役会長就任  2015年5月 スローガン(株)社外取締役就任 (現任)  2016年5月 スター・マイカ(株)代表取締役会長兼社長就任  2016年6月 アズワン(株)社外取締役就任  2017年2月 スター・マイカ(株)代表取締役社長就任 (現任)  2018年2月 (株)bookee (現株)ABCash Technologies) 社外取締役  就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  スター・マイカ(株)代表取締役社長  スター・マイカ・レジデンス(株)代表取締役社長  スター・マイカ・プロパティ(株)代表取締役社長  スター・マイカ・アセット・パートナーズ(株)代表取締役社長  SMA iT(株)代表取締役社長  スローガン(株)社外取締役  (株)ABCash Technologies社外取締役</p>	<p>4,773,500株</p>
<p>取締役候補者とした理由  当社グループの主要な事業会社であるスター・マイカ株式会社設立以来、当社グループの事業をけん引し、  経営の指揮及び監督を適切に行ってまいりました。引き続き、その経験、知見及び能力を、当社グループの  更なる企業価値向上へ活かしたく、取締役候補者といたしました。</p>		

(注) 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現 在 の 当 社 に お け る 地 位	候補者属性
1	再任 小 滝 一 彦 お だき かず ひこ	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役 独立役員
2	再任 矢 野 裕 史 や の やす し	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役 独立役員
3	新任 和 田 哲 夫 わ だ てつ お		社外取締役 独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">お だき かず ひこ 小 滝 一 彦 (1965年10月1日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1988年4月 通商産業省（現経済産業省）入省  2000年1月 大阪大学社会経済研究所助教授  2003年6月 特定非営利活動法人政策評価機構理事長（現任）  2004年7月 金融庁総務企画局市場課企画官  2008年7月 経済産業省経済産業政策局企業法制研究官  2012年3月 同省退官  2012年4月 日本大学経済学部教授（現任）  2013年2月 スター・マイカ(株)社外取締役就任  2016年2月 スター・マイカ(株)取締役（監査等委員）就任  2018年6月 アズワン(株)社外取締役就任（現任）  2018年11月 当社社外取締役就任  2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）  日本大学経済学部教授  特定非営利活動法人政策評価機構理事長  アズワン(株)社外取締役</p>	22,400株
<p>社外取締役候補者とした理由  経済産業省、金融庁での豊富な経験と、大学教授としての幅広い見識をもとに、当社の社外取締役、監査等委員である取締役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘を行ってきた実績を踏まえ、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待するものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p>矢野 裕史 (1966年12月9日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1990年4月 川鉄商事(株) (現JFE商事(株)) 入社                      1992年4月 川崎製鉄(株) (現JFEエンジニアリング(株)) 入社                      1994年10月 大成機工(株)入社                      2006年2月 大成機工(株)代表取締役社長就任                      2011年3月 (株)大成CI設立 代表取締役就任 (現任)                      2018年4月 大阪府立西野田工科高等学校学校運営協議会委員委嘱 (現任)                      2018年5月 一般社団法人関西経済同友会幹事就任 (現任)                      2019年6月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)                      2020年2月 スター・マイカ(株)監査役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)                      (株)大成CI代表取締役</p>	<p>一株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由                      企業経営の豊富な経験や実績があり、その幅広い見識を活かして、当社の社外取締役、監査等委員である取締役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘を行ってきた実績を踏まえ、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待するものであります。上記の理由により、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	和田 哲夫 (1965年2月9日生) <b>新任</b> 社外 独立	1989年4月 郵政省官房文書課 1991年4月 大蔵省財政金融研究所研究部 1992年7月 人事院長期在外研究員 1996年6月 郵政省郵政研究所主任研究員 2000年4月 学習院大学経済学部経営学科助教授 2003年12月 カリフォルニア大学バークレー校経営大学院博士課程修了(博士号取得) 2004年4月 学習院大学経済学部経営学科教授(現任)  (重要な兼職の状況) 学習院大学経済学部教授	13,600株
<p>社外取締役候補者とした理由 学識経験者としての幅広い見識を有することから、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待するものであります。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者3名と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者3名は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、小滝一彦氏及び矢野裕史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、和田哲夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 小滝一彦氏、矢野裕史氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小滝一彦氏が2年4か月、矢野裕史氏が1年9か月となります。
5. 当社は、小滝一彦氏、矢野裕史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、和田哲夫氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年5月24日開催の当社臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また当該金銭による報酬等の額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプションとして付与する新株予約権に関する報酬額は年額24百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、上記の株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、当該制度に代えて、新たに当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對して、本株主総会から5年間（具体的には第24期事業年度から第28期事業年度までの期間を指し、以下「本報酬の対象期間」という。）における職務執行の対価として、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。なお、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、当該内容は相応なものであると考えております。

本報酬の対象期間において譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、現在の年額300百万円以内の取締役の金銭による報酬等の額の範囲内で、年額200百万円以内とします。これにより、当社は、従来と比べて株式報酬により比重を置いた報酬体系を導入することになります。

本議案につきご承認をいただいた場合、既に付与済みのものを除き、株式報酬型ストック・オプション制度は廃止し、以後、当社の取締役に對して株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。また、本報酬の対象期間が経過した後の具体的な対象取締役の報酬制度については、改めて検討の上、株主の皆様にお諮りすることといたします。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、また、対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の審議を経た上で、当社の取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は1名（うち社外取締役0名）であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は1名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年130,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

本議案をご承認いただくにあたって、対象取締役は、対象取締役が保有しておりました既に発行済の株式報酬型ストック・オプションである第8回新株予約権のうち、未行使である6,700個（新株予約権の目的となる株式数にして670,000株）について、全て権利放棄しております。

そのため、当該新株予約権の権利放棄後の潜在株式数と本議案に基づき対象取締役に対して上限株数を5年間継続的に付与した場合の最大希薄化率は、発行済株式総数に対して8.97%程度となり、株式報酬による株主の皆様に対する希薄化を考慮した仕組みとしております。

なお、本議案により支給される金銭債権を現物出資財産として払込む際の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より10年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役又は当社子会社の取締役のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中継続して当社の取締役又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役又は当社子会社の取締役のいずれの地位をも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

#### (ご参考)

本定時株主総会終結の時以降、当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員に対しても、対象取締役と同様に譲渡制限付株式割当契約の締結を条件に、金銭債権を当社又は当社子会社の取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

## (添付書類)

# 事業報告

(2019年12月1日から  
2020年11月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、特に4月～5月は全国的な緊急事態宣言の発令により経済活動が大きく制限される形となりました。直近では、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、一方で感染者数は拡大を続けており、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある等、不透明な状況が続いております。

当社グループの属する中古マンション業界におきましては、公益財団法人東日本不動産流通機構によると、2020年11月度の首都圏中古マンションの成約件数は3,620件（前年同月比14.0%増）と11月の成約件数としては同機構発足以降過去最高となり、首都圏中古マンションの成約㎡単価平均は56.87万円（同3.4%増）、成約平均価格は3,756万円（同5.9%増）とそれぞれ7カ月、6か月連続で前年同月を上回る等、引き続き活況な状態が続いております。

このような環境の中、当連結会計年度は、リノベマンション事業へ経営資源を集中すべく、リノベマンションの商品力の向上及び供給量増加に注力し、その結果、リノベマンション事業での増収増益を達成しました。しかしながら、前連結会計年度に計上したインベストメント事業の物件売却の反動減の影響を受け、当社グループ全体では売上高39,568,009千円（前期比23.0%増）と増収となったものの、営業利益3,281,435千円（同9.5%減）、経常利益2,496,908千円（同14.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,729,219千円（同14.5%減）と減益となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

#### (リノベマンション事業)

リノベマンション事業は、多数の賃貸中の分譲中古マンションを取得し、ポートフォリオとして賃貸運用しながら、退去した空室物件を1室ずつ順次リノベーションして居住物件として販売しております。

当連結会計年度は、安定的な賃料収入にもとづく賃貸売上が4,058,061千円（同11.8%増）と順調に推移しております。また、販売面においては、リノベマンション供給への顧客期待に応えるべく、付加価値の高い物件の提供に努めるとともに、幅広いエリアでの物件販売を進めたことから、販売売上は34,800,092千円（同37.9%増）、販売利益率は10.2%となりました。

この結果、売上高は38,858,154千円（同34.6%増）、営業利益は3,319,732千円（同2.5%増）となりました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業環境に不透明性が見られる中、手許現預金の確保のため、一部の物件について価格を弾力化したことから、当連結会計年度の売上原価に含まれる販売用不動産評価損は、504,440千円となりました。

翌連結会計年度につきましては、手許現預金残高やレバレッジ水準に十分留意しながら積極的な物件購入により在庫量を維持するとともに、幅広いエリアにおいて多様化するニーズに対応した商品を数多く供給していく計画であります。

#### （インベストメント事業）

インベストメント事業は、分譲中古マンション以外の収益不動産について、賃貸又は販売目的で投資運用を行っておりましたが、当社グループは市況の変化を受け、前連結会計年度までに全保有物件の売却を完了しております。

この結果、当連結会計年度における売上高の計上はございません。一方、収益不動産への投資再開の検討に伴う人件費計上等により、営業損失は7,030千円となりました。

翌連結会計年度につきましては、収益不動産への投資等を現状では予定しておりませんが、中長期的な投資再開へ向けた検討を進める計画であります。

#### （アドバイザー事業）

アドバイザー事業は、不動産の売買仲介、賃貸管理等の「フィー（手数料）ビジネス」を行っております。当連結会計年度は、賃貸管理事業の一環であるマンスリーマンション事業の規模縮小等の影響があり、売上高は709,855千円（同20.3%減）となったものの、外部顧客からの仲介業務の拡大及び収益機会の多様化等に務めたことで利益率は改善し、営業利益は503,173千円（同1.5%増）となりました。

翌連結会計年度につきましては、当連結会計年度に引き続き、外部顧客からの仲介業務拡大、賃貸管理業務の収益性向上及び収益機会の多様化に取組む計画であります。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等は313,542千円であり、その主なものは、アドバイザー事業における事業譲受けにより取得した無形固定資産への投資であります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	スター・マイカ 第17期 (2017年11月期)	スター・マイカ 第18期 (2018年11月期)	第22期 (2019年11月期)	第23期 (当連結会計年度) (2020年11月期)
売上高(千円)	23,075,197	30,281,591	32,164,187	39,568,009
経常利益(千円)	2,982,310	3,245,305	2,925,980	2,496,908
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	2,068,836	2,154,680	2,023,328	1,729,219
1株当たり当期純利益(円)	114.23	118.45	111.00	94.86
総資産(千円)	54,683,807	63,536,989	76,123,203	76,758,704
純資産(千円)	15,510,492	17,165,479	18,574,363	19,713,233
1株当たり純資産額(円)	853.22	937.51	1,014.80	1,077.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、2019年6月1日付で当社を株式交換完全親会社、スター・マイカ株式会社（以下「スター・マイカ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。本株式交換は、会計上の逆取得に該当し、スター・マイカが取得企業、当社が被取得企業となることから、第22期以降は、株式交換完全子会社となったスター・マイカの連結計算書類を引き継いで作成しております。
3. 当社は、第22期より連結計算書類を作成しております。第22期より前の期の数値は、ご参考としてスター・マイカの連結業績の数値を記載しております。



## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
スター・マイカ株式会社	300,000千円	100.0%	リノベマンション事業 インベストメント事業 アドバイザー事業
スター・マイカ・アセットマネジメント株式会社	30,000千円	100.0%	アドバイザー事業
スター・マイカ・レジデンス株式会社	30,000千円	100.0%	リノベマンション事業 アドバイザー事業
スター・マイカ・プロパティ株式会社	30,000千円	100.0%	アドバイザー事業
スター・マイカ・アセット・パートナーズ株式会社	30,000千円	100.0%	アドバイザー事業
SMA iT株式会社	36,250千円	100.0%	アドバイザー事業

- (注) 1. 主要な事業内容欄には、セグメントの名称を記載しております。  
 2. 当社は、2020年10月22日付にて、SMA iT株式会社の株式を追加取得しております。  
 3. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	スター・マイカ株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	17,345,235千円
当社の総資産額	19,783,518千円

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 経営方針

当社は、2019年6月1日にスター・マイカとの株式交換及び会社分割により、持株会社体制へと移行したことに伴い、新たにスター・マイカグループとして発足しております。

当社グループは、「“作る”から“活かす”社会を実現します」を企業理念に掲げ、地球の限られた環境資源を有効活用するべく、今ある住まいをもっと活かし、より便利でより快適な暮らしを提供すべく挑戦しております。住宅の再生・流通を通じて、多くの人々が「より良い価格でより良い暮らし」を手に入れ、持続的で活力のある社会が実現することを目指しております。

当社グループでは、2017年7月の東証一部への昇格を経営における1つの節目と捉え、この先リノベーション業界のリーディングカンパニーとして未来に亘り業界をリードし、お客様に価値を生み続ける存在であり続けたいとの思いから、2018年11月期を新たな起点として、5カ年での経営計画「Challenge 2022」を策定し、スタートしております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響も踏まえ、2021年1月13日付適時開示のとおり、最終年度である2022年11月期における計数計画（売上高500億円、営業利益85億円、経常利益70億円、販売用不動産（リノベーション事業）残高1,000億円）を取り下げることいたしました。しかしながら、5カ年経営計画で掲げた以下の目標及び基本方針については変更せず、事業の発展へ向けて引き続き取り組んでまいります。

##### イ. 目標

- ・リノベーションで日本の住宅を変える × イノベーションで不動産業界を変える

##### ロ. 基本方針

- ・リノベーション：物件保有・供給ともに業界内で圧倒的な存在感の発揮、リノベーション総合企業への進化
- ・イノベーション：不動産 × ITへの挑戦・積極投資により、新たな収益機会・社会的価値の創出

##### ② その他の対処すべき課題

##### イ. 不動産市場の変化への対応

当社グループは、不動産を多数保有するため、不動産の市場動向を継続して注視し、顧客の需給の変化や当社グループでの保有期間等に応じて、資金回収を優先するなどの的確な対応を行う方針であります。そのためには、当社グループの事業規模に応じて適時に適切な判断を行えるよう、社内体制の一層の強化が必要と考えております。

## ロ. 金融環境の変化への対応

当社グループでは、不動産を取得・保有する資金調達力が必要不可欠であります。市場環境変化に大きく左右されず安定した資金調達を行うために、金融機関とは単なる融資取引にとどまらず、不動産情報の収集、顧客の紹介や住宅ローン等多面的な関係を構築することにより、「金融機関のビジネスパートナー化」を推進する方針であります。

## ハ. コンプライアンスの強化

当社グループは、常に法令等を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動することが、継続的に企業価値を高めるために最も重要であると考えております。関連する法令・制度が変革される中、常に企業としての社会的責任を果たすために、経営管理体制の強化に努めます。

## (5) 主要な事業内容 (2020年11月30日現在)

事業区分	事業内容
リノベマンション事業	首都圏を中心に、賃貸中のファミリータイプの分譲中古マンション（区分所有）を1室単位から購入し、当社で継続してポートフォリオとして賃貸運用をしております。入居者の退去後は、リノベーションを行い資産価値を高めた後で、仲介会社（外部もしくは子会社）を通じてエンドユーザーへ居住用物件として販売しております。
インベストメント事業	首都圏を中心に、幅広く分譲中古マンション以外の収益不動産等を中心に様々な投資を実施し賃貸及び販売を行う事業、及び当社グループが保有する営業投資有価証券を中心とした投資育成事業を展開しております。
アドバイザー事業	不動産の売買仲介、賃貸仲介、賃貸管理、建物管理等、前記の2事業から派生する「フィー（手数料）ビジネス」を行っております。これらは、会社の資本効率を高め、外注費用を抑えるために内製化するだけでなく、様々な案件への関与を通じて、ビジネスチャンスを拡大し、ノウハウを蓄積する点で、他の事業との相乗効果が期待されます。

(6) 主要な営業所 (2020年11月30日現在)

① 当社

本社 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

② 子会社

スター・マイカ株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
	(札幌支店) 北海道札幌市中央区北一条西三丁目2番地
	(仙台支店) 宮城県仙台市青葉区中央四丁目10番3号
	(さいたま支店) 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目6番19号
	(横浜支店) 神奈川県横浜市神奈川区金港町6番3号
	(大阪支店) 大阪府大阪市北区芝田一丁目4番8号
	(福岡支店) 福岡県福岡市中央区天神一丁目14番4号
	(名古屋営業所) 愛知県名古屋市中区錦三丁目22番24号
スター・マイカ・アセット マネジメント株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
スター・マイカ・レジデンス 株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
	(横浜支店) 神奈川県横浜市神奈川区金港町6番3号
スター・マイカ・プロパティ 株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
スター・マイカ・アセット・ パートナーズ株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
S M A i T 株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

(注) 2020年7月1日付で、スター・マイカ株式会社の札幌営業所は札幌支店となり、北海道札幌市中央区北一条西三丁目2番地へ移転いたしました。

## (7) 使用人の状況 (2020年11月30日現在)

## 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
リノベマンション事業	94名	10名増
インベストメント事業	1	－
アドバイザー事業	21	－
全社（共通）	42	4名増
合計	158	14名増

(注) 使用人数は就業人数を表示しております。臨時従業員は含まれておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2020年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	10,527,600 千円
株式会社あおぞら銀行	9,345,847 千円
株式会社三井住友銀行	7,648,740 千円
株式会社みずほ銀行	6,112,169 千円
株式会社りそな銀行	2,711,550 千円
オリックス銀行株式会社	2,624,120 千円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年11月30日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 42,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 18,228,656株 |
| ③ 株主数      | 16,355名     |

### ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
水永 政志	4,773,500株	26.2%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,826,600	10.0
田口 弘	1,800,000	9.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,146,900	6.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	727,000	4.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	377,000	2.1
JP MORGAN CHASE BANK 380646	372,700	2.0
BANQUE PICTET AND CIE SA	308,300	1.7
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH) /SMTTIL/JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	302,700	1.7
野村信託銀行株式会社 (投信口)	263,700	1.4

(注) 持株比率は、自己株式 (55株) を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

## ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2020年11月30日現在)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個につき普通株式200株	新株予約権1個につき普通株式200株	新株予約権1個につき普通株式200株
新株予約権の目的となる株式の数	640,000株	16,200株	24,000株
新株予約権の行使時の払込金額(1個当たり)	250円	1円	1円
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2022年12月31日まで	2019年6月1日から2040年3月14日まで	2019年6月1日から2041年7月14日まで
新株予約権を有する役員の人数	取締役(社外取締役及び監査等委員を除く) 1名	取締役(社外取締役及び監査等委員を除く) 1名	取締役(社外取締役及び監査等委員を除く) 1名
	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個につき普通株式200株	新株予約権1個につき普通株式2株	新株予約権1個につき普通株式2株
新株予約権の目的となる株式の数	44,000株	26,400株	30,800株
新株予約権の行使時の払込金額(1個当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2042年4月30日まで	2019年6月1日から2043年4月30日まで	2019年6月1日から2044年4月14日まで
新株予約権を有する役員の人数	取締役(社外取締役及び監査等委員を除く) 1名	取締役(社外取締役及び監査等委員を除く) 1名	取締役(社外取締役及び監査等委員を除く) 1名
	第8回新株予約権		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個につき普通株式100株		
新株予約権の目的となる株式の数	670,000株		
新株予約権の行使時の払込金額(1個当たり)	1,781円		
新株予約権の行使期間	2023年3月1日から2026年2月8日まで		
新株予約権を有する役員の人数	取締役(社外取締役及び監査等委員を除く) 1名		

(注) 第8回新株予約権については、新株予約権者から放棄の申し出がなされたため、2021年1月20日付で6,700個(新株予約権の目的となる株式数にして670,000株)が消滅しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

第9回新株予約権

新株予約権の総数	4,270個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 427,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,879円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 2,342円
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2021年9月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。
割当先	UBS AG London Branch

(注) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合にはその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。



## 第10回新株予約権

新株予約権の総数	3,572個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 357,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,137円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	(注) 1
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2021年9月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 2
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。
割当先	UBS AG London Branch

- (注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、当初2,800円とする。行使価額は、当社は2019年6月4日以降2021年9月17日まで（同日を含む。）の期間において、当社取締役会の決議により行使価額の修正をすることができる。当該決議がなされた場合、当社は、速やかにその旨を割当予定先に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額に修正される。但し、修正後の行使価額が2,342円を下回ることはない。
2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合にはその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 第11回新株予約権

新株予約権の総数	5,264個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 526,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり658円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	(注) 1
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2021年9月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 2
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。
割当先	UBS AG London Branch

- (注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、当初3,800円とする。行使価額は、当社は2019年6月4日以降2021年9月17日まで(同日を含む。)の期間において、当社取締役会の決議により行使価額の修正をすることができる。当該決議がなされた場合、当社は、速やかにその旨を割当予定先に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の100%に相当する金額に修正される。但し、修正後の行使価額が2,800円を下回ることはない。
2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合にはその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## (3) 会社役員 の 状況

## ① 取締役 の 状況 (2020年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	水 永 政 志	スター・マイカ(株)代表取締役社長 スター・マイカ・レジデンス(株)代表取締役社長 スター・マイカ・プロパティ(株)代表取締役社長 スター・マイカ・アセット・パートナーズ(株)代表取締役社長 SMA iT(株)代表取締役社長 スローガン(株)社外取締役 (株)ABCash technologies 社外取締役
取締役 ( 監 査 等 委 員 )	小 滝 一 彦	日本大学経済学部教授 特定非営利活動法人政策評価機構理事長 アズワン(株)社外取締役
取締役 ( 監 査 等 委 員 )	小 坂 義 人	飛悠税理士法人代表社員 信越化学工業(株)社外監査役 アストマックス(株)社外監査役
取締役 ( 監 査 等 委 員 )	矢 野 裕 史	(株)大成C I 代表取締役

- (注) 1. 取締役 ( 監 査 等 委 員 ) 小滝一彦氏、小坂義人氏及び矢野裕史氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 ( 監 査 等 委 員 ) 小坂義人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして内部監査部門を設置しており、同部門が主体となり組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役 ( 監 査 等 委 員 ) 小滝一彦氏、小坂義人氏及び矢野裕史氏の3名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。2020年11月30日現在の執行役員は、明石圭市氏及び長谷学氏の2名であります。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

## ③ 報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	1名 (-)	49,800千円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	9,000 (9,000)
合 計 （うち社外取締役）	4 (3)	58,800 (9,000)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2019年5月24日の臨時株主総会において、年額金300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、株式報酬型ストック・オプションのための報酬額として年額金24百万円以内（社外取締役を除く。）と決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年5月24日の臨時株主総会において、年額金60百万円以内と決議いただいております。

## ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）小滝一彦氏は、日本大学経済学部教授、特定非営利活動法人政策評価機構理事長及びアズワン株式会社社外取締役を兼務しておりますが、各兼務先と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）小坂義人氏は、飛悠税理士法人代表社員、信越化学工業株式会社社外監査役及びアストマックス株式会社社外監査役を兼務しておりますが、各兼務先と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）矢野裕史氏は、株式会社大成C I 代表取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	小 滝 一 彦	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会13回全てに出席し、豊富な経験と大学教授としての幅広い見識をもとに、専門的な見地から取締役会・監査等委員会の意思決定について適切な助言・提言を行っております。
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	小 坂 義 人	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会13回全てに出席し、公認会計士・税理士としての豊富な経験や実績に基づく専門的な見地から取締役会・監査等委員会の意思決定について適切な助言・提言を行っております。
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	矢 野 裕 史	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会13回全てに出席し、企業経営の豊富な経験や実績に基づく専門的な見地から取締役会・監査等委員会の意思決定について適切な助言・提言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,905千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,255千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、会計監査人の再任もしくは不再任の議案の内容を決定いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システム構築に関する基本方針）について、取締役会において決議しております。

その内容は次のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章を制定し、当社及び当社子会社の役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範を定めております。またその徹底を図るため、コンプライアンス規程を定めコンプライアンス担当部門及び責任者を置き、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括します。コンプライアンス担当部門は、当社及び当社子会社の役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行います。

当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした対応をします。企業行動憲章において、基本方針を社内外に宣言し、社内規程を設けて社内体制の整備をします。また、不当要求防止責任者を定め、警視庁と連携するとともに、社内における教育研修を行います。

内部監査担当部門は、コンプライアンス担当部門と連携の上、当社及び当社子会社のコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取り締り委員会及び監査等委員会に報告するものとします。

当社及び当社子会社は、法令遵守上疑義のある行為等について、社外の弁護士に直接相談を行う内部通報制度の体制を整備します。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存します。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、リスク管理担当部門を置き、リスク管理体制を構築し、リスク管理状況を定期的に取り締り委員会及び監査等委員会に報告するものとします。また、不測の事態が生じた場合は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、専門家の助言の下、迅速な対応を行う体制を整えます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催いたします。また、取締役会は、職務権限規程・業務分掌規程等の社内規程により、職務権限及び意思決定ルールを定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備します。さらに、業務の運営状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施します。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は関係会社管理規程を定め、子会社から定期的に業務執行に関する報告を受けるとともに、定期的な監査を実施する体制を整備します。
- また、当社の取締役、役職員が各子会社の取締役を兼務することにより、相談・報告を適切に行える体制を整備します。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 子会社の業務執行について、当社に適時適切な報告を求めるとともに、関係会社管理規程に定めた重要事項については、当社の取締役会にて審議を行います。
- ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 関係会社管理規程に基づき、子会社の管理、組織、権限等を定めるとともに、当社の主管部署を定めて、必要に応じて主管部署と子会社が連携して、業務執行を行います。
- また、内部監査担当部門が子会社を含めた業務及び財産の状況の監査を行い、各子会社の業務執行の適正性を確保することとしております。
- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員の職務を補助する組織は内部監査部門とし、監査等委員の求めに応じて必要な人員を配置することとします。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当該使用人の人事異動・評価等に関しては、あらかじめ監査等委員会に相談し、意見を求めることとしております。また、監査等委員会から必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいて、取締役の指揮命令は受けないものとしております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。また、取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるときや、役職員による法令・定款違反または不正な行為を発見したときは、監査等委員に報告します。
- また、当社グループは、当社の監査等委員への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底いたします。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。



⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の透明性を確保します。また、取締役との定期的な意見交換を行い、会計監査人・内部監査担当部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。さらに、役職員の監査等委員会に対する理解を深め、監査の環境を整備するよう努めます。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の社長室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の使用人に対し、社内研修による教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社はコンプライアンス規程により相談・通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 内部監査

内部監査担当部門である社長室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけております。そこで、業績に応じて継続的な利益配分を年2回中間配当及び期末配当として実施するとともに、機動的な資本政策の遂行を目的とした自己株式の取得を行うことを、利益配分の基本方針としております。また、中長期的には、連結配当性向30%を目標としております。

当社の剰余金の配当等の決定機関は取締役会であり、社外取締役を含む取締役会において、利益や剰余金の水準、配当性向、現預金残高等を勘案のうえ、配当を決定しております。また、取締役会の決議により毎年5月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、内部留保資金につきましては、経営体質の一層の強化を図るとともに、今後の事業拡大・競争力強化のための成長投資として充当する方針であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
(中間配当) 2020年6月30日 取締役会決議	291,657	16.0
(期末配当) 2021年1月13日 取締役会決議	291,657	16.0

翌連結会計年度の配当予想につきましては、中長期的な連結配当性向目標（30%）を踏まえ、年間配当額として1株当たり26.0円（中間配当1株当たり13.0円、期末配当1株当たり13.0円）、配当性向30.2%を予定しております。

- 
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(2020年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>75,342,547</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,107,082</b>
現金及び預金	7,405,186	営業未払金	347,109
営業未収入金	81,710	短期借入金	433,000
販売用不動産	66,541,372	1年内返済予定の長期借入金	7,179,645
その他	1,317,482	未払法人税等	485,306
貸倒引当金	△3,204	その他	1,662,021
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,414,896</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>46,938,388</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>43,589</b>	社 債	120,000
建物及び構築物	31,871	長期借入金	46,692,058
その他	11,717	繰延税金負債	192
<b>無形固定資産</b>	<b>266,223</b>	その他	126,138
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,105,083</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>57,045,471</b>
投資有価証券	108,060	<b>純 資 産 の 部</b>	
繰延税金資産	370,791	<b>株 主 資 本</b>	<b>19,671,273</b>
その他	626,707	資 本 金	100,000
貸倒引当金	△476	資 本 剰 余 金	7,014,517
<b>繰 延 資 産</b>	<b>1,261</b>	利 益 剰 余 金	12,556,845
社債発行費	1,261	自 己 株 式	△89
<b>資 産 合 計</b>	<b>76,758,704</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△33,996</b>
		繰延ヘッジ損益	△33,996
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>75,957</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>19,713,233</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>76,758,704</b>

## 連結損益計算書

(2019年12月1日から  
2020年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		39,568,009
売 上 原 価		33,596,921
売 上 総 利 益		5,971,087
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,689,652
営 業 利 益		3,281,435
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,064	
還 付 加 算 金	6,094	
そ の 他	9,173	17,332
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	591,584	
支 払 手 数 料	148,023	
そ の 他	62,250	801,858
経 常 利 益		2,496,908
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,496,908
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	894,318	
法 人 税 等 調 整 額	△126,629	767,689
当 期 純 利 益		1,729,219
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,729,219

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年1月20日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 修 (印)  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大立目 克 哉 (印)  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スター・マイカ・ホールディングス株式会社の2019年12月1日から2020年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター・マイカ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2019年12月1日から2020年11月30日までの第23期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年1月21日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 小滝 一彦 ⑩

監査等委員 小坂 義人 ⑩

監査等委員 矢野 裕史 ⑩

（注）監査等委員小滝一彦、小坂義人及び矢野裕史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 貸借対照表

(2020年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,226,727</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>58,402</b>
現金及び預金	1,842,199	未払金	24,930
前払費用	1,036	未払費用	20,550
未収法人税等	332,788	未払法人税等	10,986
その他	50,703	預り金	1,935
		<b>負 債 合 計</b>	<b>58,402</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>17,556,791</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資その他の資産	17,556,791	株 主 資 本	19,649,227
関係会社株式	17,508,285	資 本 金	100,000
繰延税金資産	48,505	資 本 剰 余 金	17,566,962
		その他資本剰余金	17,566,962
		利 益 剰 余 金	1,982,354
		利 益 準 備 金	25,000
		その他利益剰余金	1,957,354
		繰越利益剰余金	1,957,354
		自 己 株 式	△89
		新 株 予 約 権	75,888
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>19,725,116</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>19,783,518</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>19,783,518</b>



# 損益計算書

(2019年12月1日から  
2020年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		2,327,989
営業費用		541,100
営業利益		1,786,888
営業外収益		
受取利息	1,331	
その他	517	1,849
経常利益		1,788,738
税引前当期純利益		1,788,738
法人税、住民税及び事業税	31,057	
法人税等調整額	△33,133	△2,075
当期純利益		1,790,814

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年1月20日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 修 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大立目 克 哉 ㊟  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スター・マイカ・ホールディングス株式会社の2019年12月1日から2020年11月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2019年12月1日から2020年11月30日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年1月21日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 小滝 一彦 ㊟

監査等委員 小坂 義人 ㊟

監査等委員 矢野 裕史 ㊟

(注) 監査等委員小滝一彦、小坂義人及び矢野裕史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

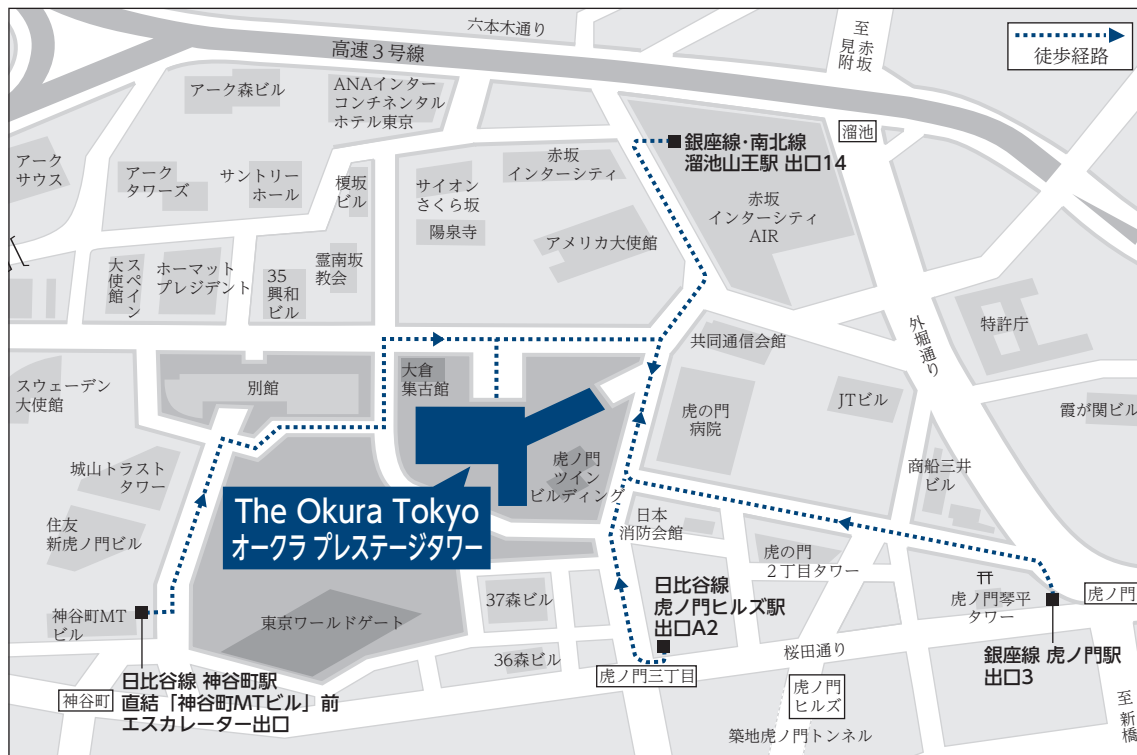




昨年と同じホテルですが、階及び会場が異なりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。

## 定時株主総会会場ご案内図

場所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
The Okura Tokyo オークラ プレステージタワー 41階 エトワール



※ご来場之际しましては、当社として専用の駐車場はご用意しておりません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

### ●地下鉄の最寄り駅

交通	日比谷線	虎ノ門ヒルズ駅	出口A2より徒歩5分
	銀座線/南北線	溜池山王駅	出口14より徒歩10分
	銀座線	虎ノ門駅	出口3より徒歩10分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。